

なお、本通知で示す按分方法及び様式によりがたい場合には、他の合理的な方法によりそれぞれの事業毎に会計が区分され、その状況が明らかにされれば、運営基準を満たすものである。ただし、この場合においても、例えば各種調査において会計の状況について記載を求められた際に適切に対応できるような区分がされていることが必要である。

各都道府県介護保険主管部(局)長 殿

老 振 発 第 18 号
平成 13 年 3 月 28 日

厚生労働省老健局振興課長

介護保険の給付対象事業における会計の区分について

指定居宅サービス事業、指定居宅介護支援事業及び介護保険施設における会計の区分については、「指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成 11 年厚生省令第 37 号)第 38 条等の運営基準において会計を区分する旨規定しており、具体的な会計処理の方法等については、「指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)の第 3 の 3(24)等において、「別に通知する」として、今般、その取扱については、次のように定めたので、御了知の上、貴都道府県内の市町村、関係団体、関係機関に周知を図るとともに、指導等に当たった際の参考とされたい。

なお、本通知は、地方自治法第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的な助言に該当するものである。

1 本通知の趣旨

介護保険の給付対象事業の実施主体は様々であり、法人等の種類によって異なる会計基準が適用され、会計処理が行われていることから、介護保険の給付対象事業に係る会計処理については、法人等の事務負担にも配慮し、全ての主体に統一した方式による会計処理を求め、それぞれに別会計処理の段階で事業毎に区分が必要と想定される科目の按分方法を示し、これに基づく按分を行うことにより、運営基準を満たすこととするものである。

本通知においては、事業所又は施設単位で経理が区分されることを前提として、同一事業者が介護保険の給付対象事業とそれ以外の事業を行っている場合又は複数の給付対象事業を行っている場合について、それぞれの事業毎に区分が想定される科目及びその按分方法並びに様式についての参考例を示すものである。

2 本通知の前提となるそれぞれの会計基準と会計処理方法について

- (1) 福祉系サービス(訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、特定施設入所者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、指定介護老人福祉施設、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入所者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防特定施設入所者生活介護、介護予防福祉用具貸与及び特定機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、介護予防支援)については、社会福祉法人会計基準又は指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針等を基本として各事業所ごとの収支状況等に関する内容を明らかにすることとする。
- (2) 医療系サービス(訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス)については、病院会計準則、介護老人保健施設会計・経理準則及び指定老人訪問看護の会計・指定訪問看護の会計・経理準則等を基本として各事業所ごとの収支状況等に関する内容を明らかにすることとする。

(3) ただし、(1)及び(2)の会計基準等とは別の会計基準等の適用を受ける事業主体の場合は、当該会計基準等を基本として各事業所ごとの収支状況等に関する内容を明らかにすることとする。

(4) 運営基準は、それぞれの法人に適用される会計基準等によって作成された計算書類の数値を介護サービス事業別に算出、表示することを求めている。そのため会計処理方法の仕組みは様々なのが考えられるが、法人の会計事務の負担を考慮しつつ、運営基準の求める内容を満たす適切な会計処理方法の例として、次の「会計単位分割」、「本支店会計」、「部門補助科目」、「区分表」の各方式を示す。

(以下、中略)

研修費	<ul style="list-style-type: none"> 謝金 図書費 旅費交通費 研修雑費 研究材料費 	<p>研修内容等、目的、出席者等の実態に応じて、事業個別費として区分。</p> <p>(困難な場合は、延利用者数割合により按分)</p> <p>建物床面積割合により区分。</p> <p>(困難な場合は、延利用者数割合により按分)</p> <p>使用高割合により区分。</p> <p>(困難な場合は、延利用者数割合により按分)</p> <p>使用高割合により区分。</p> <p>(困難な場合は、延利用者数割合により按分)</p> <p>使用高割合により区分。</p> <p>(困難な場合は、延利用者数割合により按分)</p> <p>延利用者数割合により按分</p>
減価償却費	<ul style="list-style-type: none"> 建物減価償却費 建物附属設備減価償却費 構築物減価償却費 <p>医療用器械備品減価償却費</p> <p>車両船舶減価償却費</p> <p>その他の器械備品減価償却費</p>	<p>減価償却費</p> <p>その他の有形固定資産減価償却費</p> <p>無形固定資産減価償却費</p>
徴収不能額	徴収不能額	各事業の個別発生金額により区分。
引当金繰入額	<ul style="list-style-type: none"> 退職給与引当金繰入 賞与引当金繰入 <p>徴収不能引当金繰入</p>	<p>各事業の個別発生金額により区分。</p> <p>(困難な場合は各事業別収入割合により按分)</p> <p>給与費割合により区分</p> <p>(困難な場合は延利用者数割合により按分)</p> <p>事業毎の債権金額に引当率を乗じた金額に基づき区分。</p> <p>(困難な場合は、延利用者数割合により按分)</p>
支払利息	支払利息	事業借入目的の借入金に対する期末残高割合により区分。 <p>(困難な場合は、次の方法により按分)</p> <ul style="list-style-type: none"> 借入金が主として土地建物取得の場合は建物床面積割合

会議費	会議内容により事業個別費として区分。 <p>(困難な場合は延利用者数割合により按分)</p>	<p>会議内容により事業個別費として区分。</p> <p>(困難な場合は延利用者数割合により按分)</p>
光熱水費	メーター等による測定割合により区分。 <p>(困難な場合は建物床面積割合により按分)</p>	<p>メーター等による測定割合により区分。</p> <p>(困難な場合は建物床面積割合により按分)</p>
修繕費 (修繕維持費)	建物修繕は、当該修繕部分により区分、建物修繕以外は事業個別費として按分 <p>(困難な場合は、建物床面積割合で按分)</p>	<p>建物修繕は、当該修繕部分により区分、建物修繕以外は事業個別費として按分</p> <p>(困難な場合は、建物床面積割合により按分)</p>
<ul style="list-style-type: none"> 賃借料 地代家賃等 	賃貸物件特にリース物件については、その物件の使用割合により区分。 <p>(困難な場合は、建物床面積割合により按分)</p>	<p>賃貸物件特にリース物件については、その物件の使用割合により区分。</p> <p>(困難な場合は、建物床面積割合により按分)</p>
保険料	<ul style="list-style-type: none"> 建物床面積割合により按分 自動車関係は送迎利用者数割合又は使用高割合で、損害保険料等は延利用者数割合により按分 	<p>建物床面積割合により按分</p> <p>自動車関係は送迎利用者数割合又は使用高割合で、損害保険料等は延利用者数割合により按分</p>
租税公課	<ul style="list-style-type: none"> 建物床面積割合により按分 自動車関係は送迎利用者数割合又は使用高割合で按分 	<p>建物床面積割合により按分</p> <p>自動車関係は送迎利用者数割合又は使用高割合で按分</p>
保守料	保守契約対象物件の設置場所等に基づき事業個別費として区分。 <p>(困難な場合は延利用者数割合により按分)</p>	<p>保守契約対象物件の設置場所等に基づき事業個別費として区分。</p> <p>(困難な場合は延利用者数割合により按分)</p>
委託費 (器具) (給食) (その他)	各事業の消費金額により区分。 <p>(困難な場合は延利用者数割合により按分)</p> <ul style="list-style-type: none"> 延利用者数割合 実数割合 建物床面積割合 延利用者数割合 	<p>各事業の消費金額により区分。</p> <p>(困難な場合は延利用者数割合により按分)</p> <ul style="list-style-type: none"> 延利用者数割合 実数割合 建物床面積割合 延利用者数割合

	・それ以外は、延利用者数割合
--	----------------

5 様式に関する参考例

各法人等に適用される会計基準等による会計処理様式の参考例等を次により示すものである。

- (1) 3の(1)にいう指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針に基づく参考例(別紙1)
- (2) 3の(2)にいう病院会計準則、介護老人保健施設・経理準則及び指定老人訪問看護・指定訪問看護の会計・経理準則に基づく参考例(別紙2、3及び4)
- (3) 3の(3)については、特定非営利活動法人、農業協同組合や消費生活協同組合など様々な法人が想定されるが、ここでは特定非営利活動法人の会計を基本とした参考例(別紙5)
- (4) 披分方法を記録する際の用紙の例(別紙6)

事務連絡
平成25年1月25日

各都道府県介護保険担当部(局)担当者様

介護保険制度下での居宅サービス等の対価に係る医療費控除等の取扱いについて

介護保険制度下での居宅サービス等の対価に係る医療費控除の取扱いについては、その基本的考え方に変更はありませんが、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成23年法律第72号)の施行により、新たなサービス類型が創設されたことに伴い、「介護保険制度下での居宅サービスの対価にかかる医療費控除の取扱いについて」(平成12年6月1日老発第509号)を、国税庁との協議の下、別添1のとおり改正し、平成24年4月サービス分より適用することとします。

また、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成23年法律第72号)による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法の規定により、介護福祉士及び認定特定行為業務従事者(以下「介護福祉士等」という。)が、診療の補助として喀痰吸引及び経管栄養(同法附則第3条第1項に規定する特定行為を含む。以下「喀痰吸引等」という。)の実施が認められたことに伴い、介護保険制度下での介護福祉士等による喀痰吸引等の対価に係る医療費控除の取扱いについて、国税庁との協議の下、別添2のとおり取り扱うこととし、平成24年4月サービス分より適用することとします。

なお、領収証については、平成24年4月分から様式の改正が行われるまでのものは差し替えるなど、適正にお取り扱っていただく必要があります。
貴都道府県内(区)市町村(政令市、中核市も含む)、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾なきよう、よろしくお願いたします。

(参考)

・介護保険制度下における居宅サービスの類型及び医療費控除の取扱い

厚生労働省老健局総務課企画法令係
(電話番号)
03(5253)1111(代)
内線 3909
03(3591)0954(直通)

(別添1)

介護保険制度下での居宅サービス等の対価に係る医療費控除の取扱いについては、下記のとおりとする。

1 対象者

次の(1)及び(2)のいずれの要件も満たす者

(1) 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第8条第23項に規定する居宅サービス計画(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「規則」という。)第64条第1号ニに規定する指定居宅サービスの利用に係る計画(市町村への届出が受理されているものに限る。))及び第65条の4第1号ハに規定する指定地域密着型サービスの利用に係る計画(市町村への届出が受理されているものに限る。))を含む。以下、「居宅サービス計画」という。)又は法第8条の2第18項に規定する介護予防サービス計画(規則83条の9第1号ニに規定する指定介護予防サービスの利用に係る計画(市町村への届出が受理されているものに限る。))及び第85条の2第1号ハに規定する指定地域密着型介護予防サービスの利用に係る計画(市町村への届出が受理されているものに限る。))を含む。以下、「介護予防サービス計画」という。)に基づき、居宅サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービス(以下「居宅サービス等」という。)を利用すること。

(2) (1)の居宅サービス計画又は介護予防サービス計画に、次に掲げる居宅サービス、地域密着型サービス又は介護予防サービスのいずれかが位置付けられること。
(居宅サービス)

イ 法第8条第4項に規定する訪問看護

ロ 法第8条第5項に規定する訪問リハビリテーション

ハ 法第8条第6項に規定する居宅療養管理指導

ニ 法第8条第8項に規定する通所リハビリテーション

ホ 法第8条第10項に規定する短期入所療養介護
(地域密着型サービス)

ヘ 法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護

ただし、指定地域密着型サービスを要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第126号)別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表1定期巡回・随時対応型訪問介護看護費イ(1)及びロに掲げる場合を除く。

ト 法第8条第22項に規定する複合型サービス

ただし、上記イからヘに掲げるサービスを含む組合せにより提供されるものに限る。

(介護予防サービス)

- チ 法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護
- リ 法第8条の2第5項に規定する介護予防訪問リハビリテーション
- ス 法第8条の2第6項に規定する介護予防居宅療養管理指導
- ル 法第8条の2第8項に規定する介護予防通所リハビリテーション
- ヲ 法第8条の2第10項に規定する介護予防短期入所療養介護

(注) イ及びチについては、高齢者の医療の確保に関する法律及び医療保険各法の訪問看護療養費の支給に係る訪問看護を含む。

2 対象となる居宅サービス等

1の(2)に掲げる居宅サービス、地域密着型サービス又は介護予防サービスと併せて利用する次に掲げる居宅サービス等
(居宅サービス)

(1) 法第8条第2項に規定する訪問介護

ただし、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)別表指定居宅サービス介護給付費単位数表1訪問介護費口に掲げる場合(以下「生活援助中心型に係る訪問介護」という。)を除く。

(2) 法第8条第3項に規定する訪問入浴介護

(3) 法第8条第7項に規定する通所介護

(4) 法第8条第9項に規定する短期入所生活介護
(地域密着型サービス)

(5) 法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護

ただし、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第126号)別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表

1定期巡回・随時対応型訪問介護看護費イ(2)に掲げる場合を除く。

(6) 法第8条第16項に規定する夜間対応型訪問介護

(7) 法第8条第17項に規定する認知症対応型通所介護

(8) 法第8条第18項に規定する小規模多機能型居宅介護

(9) 法第8条第22項に規定する複合型サービス

ただし、1(2)イからへに掲げるサービスを含まない組合せにより提供されるもの(生活援助中心型に係る訪問介護を除く)に限る。

(介護予防サービス)

(10) 法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護

(11) 法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問入浴介護

(12) 法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護

(13) 法第8条の2第9項に規定する介護予防短期入所生活介護

(地域密着型介護予防サービス)

(14) 法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型通所介護

(15) 法第8条の2第16項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護

(注) 1の(2)のイからヲに掲げる居宅サービス等に係る費用については、1の対象者の要件を満たすか否かに関係なく、利用者の自己負担額全額が医療費控除の対象となる。

3 対象費用の額

2に掲げる居宅サービス等に要する費用(法第41条第4項第1号若しくは第2号、第42条の2第2項第1号、第2号若しくは第3号、第53条第2項第1号若しくは第2号又は第54条の2第2項第1号若しくは第2号に規定する「厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額」をいう。)に係る自己負担額(次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額)

(1) 指定居宅サービスの場合

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第2条第4号に規定する居宅介護サービス費用基準額から法第41条第4項に規定する居宅介護サービス費の額を控除した額

(2) 指定介護予防サービスの場合

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第2条第4号に規定する介護予防サービス費用基準額から法第53条第2項に規定する介護予防サービス費の額を控除した額

(3) 基準該当居宅サービス及び基準該当介護予防サービスの場合

それぞれ指定居宅サービス及び指定介護予防サービスの場合に準じて算定した利用者の自己負担額

(4) 指定地域密着型サービスの場合

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第2条第4号に規定する地域密着型介護予防サービス費用基準額から法第42条の2第2項に規定する地域密着型介護予防サービスの額を控除した額

(5) 指定地域密着型介護予防サービスの場合

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号)第2条第4号に規定する地域密着型介護予防サービス費用基準額から法第54条の2第2項に規定する地域密着型介護予防サービスの額を控除した額

(様式例) 居宅サービス等利用料領収証 (平成 年 月 分)

利用者氏名									
費用負担者氏名			続柄						
事業所名及び住所等	(住所:)		印						
居宅サービス計画又は介護予防サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等の名称									
No.	サービス内容種類	単価	回数 日数	利用者負担額 (保険対象分)					
①				円					
②				円					
③				円					
④				円					
⑤				円					
No.	その他費用 (保険給付対象外のサービス)	単価	回数 日数	利用者負担額					
①				円					
②				円					
③				円					
領収額	円		領収年月日 平成 年 月 日						
うち医療費控除の対象となる金額	円								

(注) 1 本様式例によらない領収証であっても、「居宅サービス計画又は介護予防サービス計画を作成した事業者名」及び「医療費控除の対象となる金額」が記載されたものであれば差し支えありません。
 なお、利用者自らが居宅サービス計画又は介護予防サービス計画を作成し、市町村に届出が受理されている場合においては、「居宅サービス計画又は介護予防サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等の名称」欄に当該市町村名を記入してください。
 2 サービス利用料が区分支給限度基準額又は月額支給限度基準額を超える部分の金額については、「その他費用 (保険給付対象外のサービス)」欄に記載してください。
 3 訪問介護事業者にあつては、「うち医療費控除の対象となる金額」欄には、利用者負担額 (保険対象分) のうち生活援助中心型に係る訪問介護以外のサービスに係る利用者負担額 (保険対象分) の合計額を記載してください。
 4 この領収証を発行する居宅サービス等事業者が、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、定期巡回型訪問介護・看護、複合型サービス、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション又は介護予防短期入所療養介護を提供している場合には、これらのサービスに係る利用料についてもあわせて記入してください。
 5 医療費控除を受ける場合、この領収証を確定申告書に添付するか、確定申告の際に提示してください。

4 領収証
 法第 41 条第 8 項 (第 42 条の 2 第 9 項、第 53 条第 7 項及び第 54 条の 2 第 9 項において準用する場合を含む。) 及び規則第 65 条 (第 65 条の 5、第 85 条及び第 85 条の 4 において準用する場合を含む。) に規定する領収証に、3 の対象費用の額を記載する。(別紙様式参照)

(別添2)
介護保険制度下での介護福祉士等による喀痰吸引等による喀痰吸引等の対応に係る医療費控除の取扱
いについては、下記のとおりとする。

1 対象者

次の(1)及び(2)のいずれの要件も満たす者とする。

- (1) 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第8条第23項に規定する居宅サービス計画(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「規則」という。)第64条第1号ニに規定する指定居宅サービスの利用に係る計画(市町村への届出が受理されているものに限る。))及び第65条の4第1号ハに規定する指定地域密着型サービスの利用に係る計画(市町村への届出が受理されているものに限る。))を含む。以下、「居宅サービス計画」という。)又は法第8条の2第18項に規定する介護予防サービス計画(規則83条の9第1号ニに規定する指定介護予防サービスの利用に係る計画(市町村への届出が受理されているものに限る。))及び第85条の2第1号ハに規定する指定地域密着型介護予防サービスの利用に係る計画(市町村への届出が受理されているものに限る。))を含む。以下、「介護予防サービス計画」という。)に基づき、居宅サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービス(以下「居宅サービス等」という。)を利用すること。

(2) 居宅サービス等の利用中において、介護福祉士等による喀痰吸引等が行われること。

2 対象となる居宅サービス等

次の(1)から(20)に掲げる居宅サービス等とする。ただし、「介護保険制度下の居宅サービス等の対応に係る医療費控除等の取扱いについて」(平成25年1月25日事務連絡)別添1の2に該当する場合を除く。

(居宅サービス)

- (1) 法第8条第2項に規定する訪問介護
- (2) 法第8条第3項に規定する訪問入浴介護
- (3) 法第8条第7項に規定する通所介護
- (4) 法第8条第9項に規定する短期入所生活介護
- (5) 法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護(地域密着型サービス)
- (6) 法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護

ただし、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第126号)別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費イ(2)に掲げる場合を除く。

- (7) 法第8条第16項に規定する夜間対応型訪問介護
- (8) 法第8条第17項に規定する認知症対応型通所介護
- (9) 法第8条第18項に規定する小規模多機能型居宅介護
- (10) 法第8条第19項に規定する認知症対応型共同生活介護
- (11) 法第8条第20項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護
- (12) 法第8条第22項に規定する複合型サービス

ただし、法第8条第4項に規定する訪問看護、法第8条第5項に規定する訪問リハビリテーション、法第8条第6項に規定する居宅療養管理指導、法第8条第8項に規定する通所リハビリテーション、法第8条第10項に規定する短期入所療養介護及び法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護(ただし、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第126号)別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表)に掲げるサービスを含まない組合せにより提供されるものに限る。

(介護予防サービス)

- (13) 法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護
- (14) 法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問入浴介護
- (15) 法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護
- (16) 法第8条の2第9項に規定する介護予防短期入所生活介護
- (17) 法第8条の2第11項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護(地域密着型介護予防サービス)
- (18) 法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型通所介護
- (19) 法第8条の2第16項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護
- (20) 法第8条の2第17項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護

3 対象費用の額

2に掲げる居宅サービス等に要する費用(法第41条第4項第1号若しくは第2号、第42条の2第2項第1号、第2号若しくは第3号、第53条第2項第1号若しくは第2号又は第54条の2第2項第1号若しくは第2号に規定する「厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額」をいう。)に係る自己負担額(次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額)の10分の1とする。

(1) 指定居宅サービスの場合

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第2条第4号に規定する居宅介護サービス費用基準額から法第41条第4項に規定する居宅介護サービス費の額を控除した額

(様式例) 居宅サービス等利用料領収証 (喀痰吸引等用)

(平成 年 月 日)

利用者氏名				回数 日数	利用者負担額 (保険対象分)
費用負担者氏名	続柄				
事業所名及び住所等	(住所: 印)				
居宅サービス計画又は介護予防サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等の名称					
No.	サービス内容/種類	喀痰吸引等の有無	単価	回数 日数	利用者負担額 (保険対象分)
①					円
②					円
③					円
④					円
⑤					円
その他費用 (保険給付対象外のサービス)					
No.	単価	回数 日数	利用者負担額		
①			円		
②			円		
③			円		
領収額	円				領収年月日
うち医療費控除の対象となる金額 (※当該サービスの利用者負担額 (保険対象分) × 1/10)					平成 年 月 日

- (2) 指定介護予防サービスの場合
指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成 18 年厚生労働省令第 35 号) 第 2 条第 4 号に規定する介護予防サービス費用基準額から法第 53 条第 2 項に規定する介護予防サービス費の額を控除した額
- (3) 基準該当居宅サービス及び基準該当介護予防サービスの場合
それぞれ指定居宅サービス及び指定介護予防サービスの場合に準じて算定した利用者の自己負担額
- (4) 指定地域密着型サービスの場合
指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 18 年厚生労働省令第 34 号) 第 2 条第 4 号に規定する地域密着型介護予防サービス費用基準額から法第 42 条の 2 第 2 項に規定する地域密着型介護予防サービス費の額を控除した額
- (5) 指定地域密着型介護予防サービスの場合
指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成 18 年厚生労働省令第 36 号) 第 2 条第 4 号に規定する地域密着型介護予防サービス費用基準額から法第 54 条の 2 第 2 項に規定する地域密着型介護予防サービス費の額を控除した額

4 領収証

法第 41 条第 8 項 (第 42 条の 2 第 9 項、第 53 条第 7 項及び第 54 条の 2 第 9 項において準用する場合を含む。) 及び規則第 65 条 (第 65 条の 5、第 85 条及び第 85 条の 4 において準用する場合を含む。) に規定する領収証に、3 の対象費用の額を記載する。(別紙様式参照)

事務連絡
平成25年1月25日

(別添)

各都道府県介護保険担当部(局)担当者様

(問) 介護職員処遇改善加算が創設されたが、訪問介護において身体介護と生活援助を組み合わせて算定する場合の医療費控除は、どのように取り扱うか。

介護保険制度下での訪問介護等の対価に係る医療費控除の取扱いについて

(答) 訪問介護に係る自己負担額の医療費控除の取扱いについては、居宅サービス計画に訪問看護等の医療系サービスが位置付けられ、医療系サービスと併せて訪問介護を利用した場合に、訪問介護に係る自己負担額が医療費控除の対象となるとされているところです。ただし、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)別表指定居宅サービス介護給付費単位数表1訪問介護費に掲げる場合(以下「生活援助中心型に係る訪問介護」という。)を除くこととされています。

標記の取扱いについては、「介護保険制度下での居宅サービス等の対価に係る医療費控除の取扱いについて」(平成25年1月25日付事務連絡)でお示しているところですが、今般、国税庁との協議の上、別添Q&Aのとおり取扱いを整理しましたので、ご参照ください。

貴都道府県内(区)市町村(政令市、中核市も含む)、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾なきよう、よろしくお願いいたします。

そのため、介護職員処遇改善加算についても、生活援助中心型に係る訪問介護費を除き算定した介護処遇改善加算に係る自己負担額が、医療費控除の対象になります。

厚生労働省老健局総務課企画法係
(電話番号)

03(5253)1111(代)

内線 3909

03(3591)0954(直通)

(改正後全文)

事務連絡

平成 13 年 9 月 19 日

都道府県介護保険主管課 殿

厚生労働省老健局介護保険課

老人保健課

介護給付費請求書等の保管について

介護給付費の請求方法については、介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令（平成 12 年厚生省令第 20 号）に基づき、伝送、磁気媒体及び紙により事業者から請求されているが、これら（以下「介護給付費請求書等」という。）の保管に関する基本的な考え方について次のとおり整理したので通知する。

なお、貴都道府県内の市町村及び国民健康保険団体連合会への周知についても、よろしくお願いします。

1. 介護報酬の請求等の消滅時効について

① 介護報酬の請求

介護保険においては、事業者が受け取る介護報酬（9 割分（介護保険法第 49 条の 2 又は第 59 条の 2 が適用される場合にあっては、8 割分）は、被保険者を代理して受領するという構成となっていることから、介護保険法第 200 条第 1 項の規定により 2 年。

〈参考〉

・介護保険法第 200 条第 1 項

保険料、納付金その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び保険給付を受ける権利は、2 年を経過したときは、時効によって消滅する。

② 介護予防・日常生活支援総合事業費の請求

介護予防・日常生活支援総合事業費は、市町村が実施主体であることから、地方自治法第 236 条第 1 項の規定により 5 年。

〈参考〉

・地方自治法第 236 条第 1 項

金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、5年間これを行わないときは、時効により消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

- ③ 過払いの場合（不正請求の場合を含まない。）の返還請求
過払いの場合（不正請求の場合を含まない。）の返還請求の消滅時効は、公法上の債権であることから、地方自治法第236条第1項の規定により5年。

〈参考〉

- ・地方自治法第236条第1項

金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、5年間これを行わないときは、時効により消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

- ④ 過払いの場合（不正請求の場合に限る。）の返還請求
過払いの場合（不正請求の場合に限る。）の返還請求の消滅時効は、徴収金としての性格を帯びることから、介護保険法第200条第1項の規定により2年。

2. 介護給付費請求書等の保管期限

保管期限については保険者の判断によるが、1. を踏まえれば最長5年間保管することが望ましいと考えられる。

3. 保管場所等に関する考え方

介護給付費請求書等については、本来、保険給付の支払に最終的な責任を有する保険者が保管することが基本と考えられる。

ただし、保険者に送ることが困難な伝送及び磁気媒体による介護給付費請求書等については、当分の間、国民健康保険団体連合会においては保管することはやむを得ないものと考えられる。なお、この場合における保管方法としては、審査支払処理のために格納したデータを保管することとし、磁気媒体については支払終了後、データの漏洩を防止するためデータ抹消等の措置を講じた上で廃棄すべ

きである。

また、紙による介護給付費請求書等について、現在、保険者に送付している国民健康保険団体連合会と自ら保管している国民健康保険団体連合会とがあると承知しているが、後者の場合であって、保険者にて保管することが困難であるときには、保険者と国民健康保険団体連合会とで協議し、保管場所を決定することは差し支えないものである。

事務連絡
平成12年8月9日

各都道府県介護保険主管課(室) 御中

厚生省老人保健福祉局介護保険課
計画課
振興課
老人保健課

介護保険法の施行に伴う消費税の取扱について

介護保険法(平成9年法律第123号)に定める居宅サービス等に係る消費税の取扱いについては、介護保険法施行法(平成9年法律第124号)及び介護保険法及び介護保険法施行法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成11年政令第262号)等により、消費税法(昭和63年法律第108号)及び消費税法施行令(昭和63年政令第360号)等の関係法令が改正され、平成12年4月1日より施行されているところであるが、種々問合わせがなされたことから、その内容について下記のとおりお示しすることとしたので、内容を御了知の上、貴都道府県内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

1. 消費税が非課税となる介護保険サービス等の範囲

(1) 居宅介護サービス費の支給に係る居宅サービス

【消費税法別表第一第七号イ、消費税法施行令第14条の2第1項、平成12年2月10日大蔵省告示第27号】

消費税が非課税となる居宅サービスとは、介護保険法の規定に基づき、「指定居宅サービス事業者(介護保険法41①)」により行われる同法第7条第6項から第16項までに規定する「訪問介護」「訪問入浴介護」「訪問看護」「訪問リハビリテーション」「居宅療養管理指導」「通所介護」「通所リハビリテーション」「短期入所生活介護」「短期入所療養介護」「痴呆対応型共同生活

介護」及び「特定施設入所者生活介護」(以下「訪問介護等」という。)が該当する。したがって、「指定居宅サービス事業者により行われる訪問介護等」であれば、居宅介護事業者の利用料を含めた介護保険サービス全体が非課税となるとともに、居宅介護サービス費支給限度額(介護保険法43)を超えて行われる訪問介護等についても非課税となるものである。

ただし、これらの介護保険サービスの環として提供されるサービスであっても、利用者の選定に基づき提供されるサービス(3.(3)ウ①~⑦)については、非課税とならないものであるから留意されたい。

(2) 施設介護サービス費の支給に係る施設サービス

【消費税法別表第一第七号イ、消費税法施行令第14条の2第2項、平成12年2月10日大蔵省告示第27号】

消費税が非課税となる施設サービスの範囲は、以下のとおりである。

- イ 指定介護老人福祉施設に入所する要介護被保険者(介護保険法施行法第13条第3項により要介護被保険者とみなされた旧措置入所者を含む。)
 - ロ 介護老人保健施設に入所する要介護被保険者に対して行われる介護保険施設サービス(介護保険法48①二)
 - ハ 介護療養型医療施設の療養型病床群等入院する要介護被保険者に対して行われる指定介護療養施設サービス(介護保険法48①三)
- ただし、イからハに相対する施設サービスの環として提供されるサービスであっても、利用者の選定に基づき行われる特別な居室等や特別な食事の提供(3.(3)ウ⑨~⑪)は、非課税とならないものであるから留意されたい。

(3) (1)又は(2)に類する介護保険サービス

【消費税法別表第一第七号イ、消費税法施行令第14条の2第3項、平成12年2月10日大蔵省告示第27号】

「居宅介護サービス費の支給に係る居宅サービス」又は「施設介護サービス費の支給に係る施設サービス」に類するものとして、消費税が非課税となるサービスは以下のとおりである。

- イ 特別居宅介護サービス費(介護保険法42)の支給に係る訪問介護等又はこれに相当するサービス
- ロ 特別施設介護サービス費(介護保険法49)の支給に係る施設サービス
- ハ 居宅支援サービス費(介護保険法53)の支給に係る訪問介護等(痴呆対応型共同生活介護(介護保険法7⑫)を除く。)
- ニ 特別居宅支援サービス費(介護保険法54)の支給に係る訪問介護等(痴

果対応型共同生活介護（介護保険法 7 ⑯）を除く。）又はこれに相当するサービス

ホ 居宅介護サービス計画費（介護保険法 46）又は居宅支援サービス計画費（介護保険法 58）の支給に係る居宅介護支援

ヘ 特例居宅介護サービス計画費（介護保険法 47）又は特例居宅支援サービス計画費（介護保険法 59）の支給に係る居宅介護支援又はこれに相当するサービス

ト 市町村特別給付（介護保険法 62）として行われる資産の譲渡等のうち訪問介護等に類するものとして厚生大臣が大蔵大臣と協議して指定するものとして、要介護者等に対してその者の居宅において食事を提供する事業（平成 12 年 3 月 30 日厚生省告示第 126 号）

チ 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定に基づく介護扶助のための居宅介護（同法第 15 条の 2 第 2 項（介護扶助）に規定する訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護並びにこれらに相当するサービス）及び施設介護

（注）チに掲げる介護扶助のための居宅介護には、次に掲げるサービスが含まれる（平成 12 年 3 月 31 日厚生省告示第 190 号）。

① 介護保険法第 42 条第 1 項第 2 号若しくは第 3 号又は第 54 条第 1 項第 2 号若しくは第 3 号に掲げる場合に介護扶助として行われるサービス

② 生活保護法第 15 条の 2 第 3 項に規定する居宅介護支援計画を作成するサービス

なお、イからチに掲げるサービスの一環として提供されるものであっても、利用者の選択に基づき行われる特別な居室や特別な食事等（3.(3)ウ①～⑩）については、非課税とならないものであるから留意されたい。

2. 1. に該当しない介護保険サービスについて

次に掲げる介護保険サービスは、消費税が非課税となる介護保険サービス（1. に掲げる介護保険サービス等）に該当しないものであるから留意されたい。

(1) 介護保険法第 7 条第 17 項に規定する「福祉用具貸与」（生活保護法の規定に基づく介護扶助として行われる福祉用具貸与を含む。）

（注）当該福祉用具が、身体障害者用物品（平成 3 年 6 月 7 日厚生省告示第 130 号に規定するものをいう。以下同じ。）に該当する場合には、

身体障害者用物品の貸付として非課税となる。

(2) 介護保険法第 40 条第 3 号又は第 52 条第 3 号に掲げる「居宅介護（支援）福祉用具購入費の支給に係る福祉用具購入」及び同法第 40 条第 4 号又は第 52 条第 4 号に掲げる「居宅介護（支援）住宅改修費の支給に係る住宅改修」（生活保護法の規定に基づく介護扶助として行われる居宅介護福祉用具購入及び居宅介護住宅改修を含む。）

（注）居宅介護（支援）福祉用具購入費の支給に係る福祉用具購入については、当該福祉用具が身体障害者用物品に該当する場合には、身体障害者用物品の譲渡として非課税となる。

3. その他留意事項

(1) 「(特例)居宅介護（支援）サービス費の支給に係る」について
消費税法及び消費税法施行令に規定する「(特例)居宅介護（支援）サービス費の支給に係る」とは、介護保険法の規定に基づき、保険者から要介護被保険者等（介護保険法第 62 条に規定する要介護被保険者等をいう。以下同じ。）に対して、支給される（特例）居宅介護（支援）サービス費に対応するサービスに限定するものではなく、非課税となる居宅サービスの種類を介護保険法に規定する居宅サービスとして特定する規定である。

したがって、介護保険法第 43 条又は第 55 条に規定する居宅介護（支援）サービス費支給限度額を超えて提供される居宅サービスのように、(特例)居宅介護（支援）サービス費が支給されないサービスであっても、要介護被保険者等に対して提供される居宅サービスについては、非課税となるものであることに留意されたい。

(2) 要介護被保険者等が負担する利用料の取扱い

(特例)居宅介護（支援）サービス費及び施設介護サービス費の支給対象となるサービスについては、利用料も含めサービス全体（3ウに掲げる費用を除く。）が非課税となることに留意されたい。

(3) 「日常生活に要する費用」及び「利用者の選定に係る費用」の取扱い
ア 介護サービスの性質上、当然にそのサービスに付随して提供されることとが予定される便宜であって、日常生活に要する費用（食料料費やおむつ代等）については、消費税及び消費税法施行令に規定する（特例）居宅介護（支援）サービス費の支給に係る居宅サービス又は施設介護サービス費の支給に係る施設サービスに含まれ非課税となるものであるが、介護サービスに付随して提供されるサービスであっても、要介護被保険

者等の選定に係るサービスについては、非課税対象となる介護保険サービスから除かれていることに留意されたい。

なお、具体的な取扱いは以下のとおりである。

(注) 日常生活に要する費用の範囲については、これまでも平成12年3月30日老企第54号及び同3月31日その他の日常生活費に係るQ&Aにおいてお示ししているところであるが、今後必要に応じて適宜Q&A等において必要な情報を提供していくので、遺漏のないようにされたい。

イ 非課税となる居宅サービス又は施設サービスに含まれるもの

① 通所介護及び通所リハビリテーションについては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「基準省令」という。)第96条第3項第2号から第5号に掲げる時間延長に伴う実費負担部分、食材料費、おむつ代、その他通所介護又は通所リハビリテーションにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

② 短期入所生活介護及び短期入所療養介護については、基準省令第127条第3項第3号から第5号又は同令第145条第3項第3号から第5号に掲げる食材料費、理美容代、その他短期入所生活介護又は短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

③ 痴呆対応型共同生活介護については、基準省令第162条第3項第1号から第4号に掲げる食材料費、理美容代、おむつ代、その他痴呆対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

④ 特定施設入所者生活介護については、基準省令第182条第3項第2号及び第3号に掲げるおむつ代、その他特定施設入所者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

⑤ 指定介護福祉施設サービスについては、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)第9条第3項第3号及び第4号に掲げる理美容代及び指定介護福祉施設サービスにおいて供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに

係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

⑥ 介護保健施設サービスについては、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)第11条第3項第3号及び第4号に掲げる理美容代及び指定介護保健施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

⑦ 指定介護療養施設サービスについては、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号)第12条第3項第3号及び第4号に掲げる理美容代及び指定介護療養施設サービスにおいて供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入院患者に負担させることが適当と認められるもの

ウ (特例) 居宅介護(支援)サービス費の支給に係る居宅サービス、(特例) 居宅介護(支援)サービス計画費の支給に係る居宅介護支援又は施設介護サービス費の支給に係る施設サービスから除かれるサービス(課税となるもの)

① 訪問介護、訪問看護及び訪問リハビリテーションについては、基準省令第20条第3項、第66条第3項及び第78条第3項に規定する交通費

② 訪問入浴介護については、基準省令第48条第1号に規定する交通費及び同項第2号に掲げる特別な浴槽水等の提供に係る費用

③ 居宅療養管理指導については、基準省令第87条第3項に規定する交通費

④ 通所介護及び通所リハビリテーションについては、基準省令第96条第3項第1号及び同令第119条の規定により準用される同令第96条第3項第1号に掲げる送迎費

⑤ 短期入所生活介護については、基準省令第127条第3項第1号に掲げる特別な居室の提供及び同項第2号に掲げる送迎費

⑥ 短期入所療養介護については、基準省令第145条第3項第1号に掲げる特別な療養室等の提供及び同項第2号に掲げる送迎費

⑦ 特定施設入所者生活介護については、基準省令第182条第3項第1号に掲げる費用

⑧ 居宅介護支援については、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)第10条第2項に規定する

交通費

- ④ 指定介護福祉施設サービスについては、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第9条第3項第1号に掲げる特別な居室の提供及び同項第2号に掲げる特別な食事の提供
- ⑤ 介護福祉施設サービスについては、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第11条第3項第1号に掲げる特別な療養室の提供及び同項第2号に掲げる特別な食事の提供
- ⑥ 指定介護療養施設サービスについては、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準第12条第3項第1号に掲げる特別な病室の提供及び同項第2号に掲げる特別な食事の提供
- (注) 利用者の選定に基づき提供される上記サービスについては、通常のサービスを利用した場合の費用との差額部分のみが課税となるものであることに留意されたい。
- (参照) 料金でなく、費用とするのは、たとえば $3000円 \times 1.05$ の計算であって、 $(3000円 - 基本食費サービス費2120円) \times 1.05$ の計算であって、 $(3000 - 760) \times 1.05$ でないため。

- (4) 福祉用具貸与等に係る費用の取扱い
非課税とならない福祉用具貸与、福祉用具購入及び住宅改修に係る保険給付は、その要した費用について行われるものであることから、消費税相当分を含む費用の総額が保険給付の対象となる。

- (5) 介護保険サービスの委託に関する取扱い
通所介護事業者、通所リハビリテーション事業者、短期入所生活介護事業者、短期入所療養介護事業者及び介護保険施設においては、調理業務、洗濯等の利用者又は入所者（入院患者）の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、上記事業者の従業者以外の第三者に業務を委託することが可能であるが、居宅サービス事業者等が上記業務を委託する場合における受託者に対する委託に係る対価については、受託者が委託する居宅サービス事業者等に対してサービスを提供するものであり、消費税が非課税となる上記1.に掲げる介護保険サービスに該当しないものであることから、消費税の課税対象となるものに留意されたい。（特定施設入所者生活介護事業者が業務の一部を他の事業者に委託する場合も同様である。）

(6) その他

- ① 医療保険各法、老人保健法の対象となる療養若しくは医療及び社会福祉事業法に規定する社会福祉事業等に係る消費税の取扱いは従前どおりであり、それぞれ消費税法別表第一第六号、第七号口及び八及び第十号に基づく法令の定めるところによる。
- ② 特定施設入所者生活介護及び福祉用具については、平成12年2月28日老振第13号、第14号厚生省老人保健福祉局老人福祉振興課長通知において、具体的な取扱いを示しているので参照されたい。
- ③ 市町村が指定居宅介護支援事業者等に認定調査を委託する場合には、指定居宅介護支援事業者等が市町村より收受する委託料は消費税の課税対象となるものであること。
- ④ 被保険者の主治医が、要介護認定等における主治医意見書記載に係る対価として市町村より收受する費用（主治の医師がなく、主訴等もない被保険者に係る医師の意見書記載に係る対価（初診料相当分及び検査を必要とする場合の検査費用）を含む。）については、消費税の課税対象となるものであること。

改 正 後	改 正 前
<p>1. 消費税が非課税となる介護保険サービス等の範囲</p> <p>(1) 居宅介護サービス費の支給に係る居宅サービス 【消費税法別表第一第七号イ、消費税法施行令第14条の2第1項、平成12年2月10日大蔵省告示第27号】 消費税が非課税となる居宅サービスとは、介護保険法の規定に基づき、「指定居宅サービス事業者(介護保険法41①)」により行われる同法第7条第6項から第16項までに規定する「訪問介護」「訪問入浴介護」「訪問看護」「訪問リハビリテーション」「居宅療養管理指導」「通所介護」「通所リハビリテーション」「短期入所生活介護」「短期入所療養介護」「認知症対応型共同生活介護」及び「特定施設入所者生活介護」(以下「訪問介護等」という。)が該当する。したがって、「指定居宅サービス事業者により行われる訪問介護等」であれば、居宅要介護被保険者の利用料を含めた介護保険サービス全体が非課税となるとともに、居宅介護サービス費支給限度額(介護保険法43)を超えて行われる訪問介護等についても非課税となるものである。 (略)</p> <p>(2) 施設介護サービス費の支給に係る施設サービス 【消費税法別表第一第七号イ、消費税法施行令第14条の2第2項、平成12年2月10日大蔵省告示第27号】 イ～ハ (略) ただし、イからハに掲げる施設サービスの一環として提供されるサービスであっても、<u>入所者、入居者及び入院患者の選定に基づき行われる特別な居室等や特別な食事の提供(3.(3)ウ⑨～⑪)</u>は、非課税とならないものであるから留意されたい。</p> <p>(3) (1)又は(2)に類する介護保険サービス 【消費税法別表第一第七号イ、消費税法施行令第14条の2第3項、平成12年2月10日大蔵省告示第27号】 「居宅介護サービス費の支給に係る居宅サービス」又は「施設介護サービス費の支給に係る施設サービス」に類するものとして、消費税が非課税となるサービスは以下のとおりである。</p>	<p>1. 消費税が非課税となる介護保険サービス等の範囲</p> <p>(1) 居宅介護サービス費の支給に係る居宅サービス 【消費税法別表第一第七号イ、消費税法施行令第14条の2第1項、平成12年2月10日大蔵省告示第27号】 消費税が非課税となる居宅サービスとは、介護保険法の規定に基づき、「指定居宅サービス事業者(介護保険法41①)」により行われる同法第7条第6項から第16項までに規定する「訪問介護」「訪問入浴介護」「訪問看護」「訪問リハビリテーション」「居宅療養管理指導」「通所介護」「通所リハビリテーション」「短期入所生活介護」「短期入所療養介護」「認知症対応型共同生活介護」及び「特定施設入所者生活介護」(以下「訪問介護等」という。)が該当する。したがって、「指定居宅サービス事業者により行われる訪問介護等」であれば、居宅要介護被保険者の利用料を含めた介護保険サービス全体が非課税となるとともに、居宅介護サービス費支給限度額(介護保険法43)を超えて行われる訪問介護等についても非課税となるものである。 (略)</p> <p>(2) 施設介護サービス費の支給に係る施設サービス 【消費税法別表第一第七号イ、消費税法施行令第14条の2第2項、平成12年2月10日大蔵省告示第27号】 イ～ハ (略) ただし、イからハに掲げる施設サービスの一環として提供されるサービスであっても、<u>利用者の選定に基づき行われる特別な居室等や特別な食事の提供(3.(3)ウ⑨～⑪)</u>は、非課税とならないものであるから留意されたい。</p> <p>(3) (1)又は(2)に類する介護保険サービス 【消費税法別表第一第七号イ、消費税法施行令第14条の2第3項、平成12年2月10日大蔵省告示第27号】 「居宅介護サービス費の支給に係る居宅サービス」又は「施設介護サービス費の支給に係る施設サービス」に類するものとして、消費税が非課税となるサービスは以下のとおりである。</p>

平成17年9月8日

各都道府県介護保険担当部(局)担当者様

介護保険法の施行に伴う消費税の取扱について一部改正について

平素より厚生労働行政について格別のご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。先般、成立いたしました改正介護保険法の内容のうち、居住費・食費の見直し関係につきましては、17年10月1日から施行されることとが法律において定められております。

今回、この改正に伴い、「介護保険法の施行に伴う消費税の取扱について」(平成12年8月9日事務連絡)についても別添のとおり改正いたしましたので、内容を御了知の上、貴都道府県内市町村(政令市、中核市も含む)、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾なきよう、よろしくお願いたします。

照会先
 厚生労働省老健局総務課
 企画法令係 石井 和孝
 (電話番号)
 03(5253)1111 (代表)
 内線 3909
 03(3591)0954 (直通)

イ・ロ (略)

ハ 居宅支援サービス費(介護保険法53)の支給に係る訪問介護等(認知症対応型共同生活介護(介護保険法7⑨)を除く。)

ニ 特例居宅支援サービス費(介護保険法54)の支給に係る訪問介護等(認知症対応型共同生活介護(介護保険法7⑨)を除く。)

ホ～ト (略)

チ 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に基づく介護扶助のための居宅介護(同法第15条の2第2項(介護扶助)に規定する訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護並びにこれらに相当するサービス)及び施設介護

(略)

なお、イからチに掲げるサービスの一環として提供されるものであっても、利用者、入所者、入居者及び入院患者(以下「利用者等」という。)の選択に基づき行われる特別な居室や特別な食事等(3.(3)ウ①～⑩)については、非課税とならないものであるから留意されたい。

2. (略)

3. その他留意事項

(1) (略)

(2) 要介護被保険者等が負担する利用料の取扱い

(特例)居宅介護(支援)サービス費及び施設介護サービス費の支給対象となるサービスについては、利用料も含めサービス全体(3.(3)ウに掲げる費用を除く。)が非課税となることに留意されたい。

(3) 「日常生活に要する費用」及び「利用者の選定に係る費用」の取扱い

ア 介護サービスの性質上、当然にそのサービスに付随して提供されることが予定される便宜であって、日常生活に要する費用(食事の提供に要する費用やおむつ代等)については、消費税法及び消費税法施行令に規定する(特例)居宅介護(支援)サービス費の支給に係る居宅サービス又は施設介護サービス費の支給に係る施設サービス費に含まれ非課税となるものであるが、介護サービスに付随して提供されるサービスであっても、要介護被保険者等の選定に係るサ

イ・ロ (略)

ハ 居宅支援サービス費(介護保険法53)の支給に係る訪問介護等(痴呆対応型共同生活介護(介護保険法7⑨)を除く。)

ニ 特例居宅支援サービス費(介護保険法54)の支給に係る訪問介護等(痴呆対応型共同生活介護(介護保険法7⑨)を除く。)

ホ～ト (略)

チ 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に基づく介護扶助のための居宅介護(同法第15条の2第2項(介護扶助)に規定する訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護並びにこれらに相当するサービス)及び施設介護

(略)

なお、イからチに掲げるサービスの一環として提供されるものであっても、利用者の選択に基づき行われる特別な居室や特別な食事等(3.(3)ウ①～⑩)については、非課税とならないものであるから留意されたい。

2. (略)

3. その他留意事項

(1) (略)

(2) 要介護被保険者等が負担する利用料の取扱い

(特例)居宅介護(支援)サービス費及び施設介護サービス費の支給対象となるサービスについては、利用料も含めサービス全体(3.ウに掲げる費用を除く。)が非課税となることに留意されたい。

(3) 「日常生活に要する費用」及び「利用者の選定に係る費用」の取扱い

ア 介護サービスの性質上、当然にそのサービスに付随して提供されることが予定される便宜であって、日常生活に要する費用(食材料費やおむつ代等)については、消費税法及び消費税法施行令に規定する(特例)居宅介護(支援)サービス費の支給に係る居宅サービス又は施設介護サービス費の支給に係る施設サービスに含まれ非課税となるものであるが、介護サービスに付随して提供されるサービスであっても、要介護被保険者等の選定に係るサービスについては、

- 2 -

サービスについては、非課税対象となる介護保険サービスから除かれていることに留意されたい。

(略)

イ 非課税となる居宅サービス又は施設サービスに含まれるもの

① 通所介護及び通所リハビリテーションについては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「基準省令」という。)第96条第3項第2号から第5号に掲げる時間延長に伴う実費負担部分、食事の提供に要する費用、おむつ代、その他通所介護又は通所リハビリテーションにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

② 短期入所生活介護及び短期入所療養介護については、基準省令第127条第3項第1号、第2号、第6号及び第7号並びに基準省令第140条の6第3項第1号、第2号、第6号及び第7号に掲げる食事の提供に要する費用、滞在に要する費用、理美容代、その他短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの又は同令第145条第3項第1号、第2号、第6号及び第7号並びに第155条の5第3項第1号、第2号、第6号及び第7号に掲げる食事の提供に要する費用、滞在に要する費用、理美容代、その他短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

③ 認知症対応型共同生活介護については、基準省令第162条第3項第1号から第4号に掲げる食材料費、理美容代、おむつ代、その他認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

④ (略)

⑤ 指定介護福祉施設サービスについては、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)第9条第3項第1号、第2号、第5号及び第6号並びに同令第41条第3項第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げる食事の提供に要する費用、居住に要する費用、理美容代及び指定介護福祉施設サービスにおいて

非課税対象となる介護保険サービスから除かれていることに留意されたい。

(略)

イ 非課税となる居宅サービス又は施設サービスに含まれるもの

① 通所介護及び通所リハビリテーションについては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「基準省令」という。)第96条第3項第2号から第5号に掲げる時間延長に伴う実費負担部分、食材料費、おむつ代、その他通所介護又は通所リハビリテーションにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

② 短期入所生活介護及び短期入所療養介護については、基準省令第127条第3項第3号から第5号又は同令第145条第3項第3号から第5号に掲げる食材料費、理美容代、その他短期入所生活介護又は短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

③ 痴呆対応型共同生活介護については、基準省令第162条第3項第1号から第4号に掲げる食材料費、理美容代、おむつ代、その他痴呆対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

④ (略)

⑤ 指定介護福祉施設サービスについては、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)第9条第3項第3号及び第4号に掲げる理美容代及び指定介護福祉施設サービスにおいて供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが

- 3 -

供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者及び入居者に負担させることが適当と認められるもの

- ⑥ 介護保健施設サービスについては、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第11条第3項第1号、第2号、第5号及び第6号並びに同令第42条第3項第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げる食事の提供に要する費用、居住に要する費用、理美容代及び指定介護保健施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者及び入居者に負担させることが適当と認められるもの
 - ⑦ 指定介護療養施設サービスについては、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）第12条第3項第1号、第2号、第5号及び第6号並びに同令第42条第3項第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げる食事の提供に要する費用、居住に要する費用、理美容代及び指定介護療養施設サービスにおいて供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入院患者に負担させることが適当と認められるもの
- ウ（特例）居宅介護（支援）サービス費の支給に係る居宅サービス、（特例）居宅介護（支援）サービス計画費の支給に係る居宅介護支援又は施設介護サービス費の支給に係る施設サービスから除かれるサービス（課税となるもの）
- ①～④（略）
 - ⑤ 短期入所生活介護については、基準省令第127条第3項第3号から第5号並びに同令第140条の6第3項第3号から第5号に掲げる特別な居室の提供、特別な食事の提供及び送迎費
 - ⑥ 短期入所療養介護については、基準省令第145条第3項第3号から第5号並びに同令第155条の5第3項第3号から第5号に掲げる特別な療養室等の提供、特別な食事の提供及び送迎費
 - ⑦・⑧（略）
 - ⑨ 指定介護福祉施設サービスについては、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第9条第3項第3号及び第4号並びに同令第41条第3項第3号及び第4号に掲げる特別な居室の提供及び特別な食事の提供

適当と認められるもの

- ⑥ 介護保健施設サービスについては、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第11条第3項第3号及び第4号に掲げる理美容代及び指定介護保健施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの
 - ⑦ 指定介護療養施設サービスについては、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）第12条第3項第3号及び第4号に掲げる理美容代及び指定介護療養施設サービスにおいて供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入院患者に負担させることが適当と認められるもの
- ウ（特例）居宅介護（支援）サービス費の支給に係る居宅サービス、（特例）居宅介護（支援）サービス計画費の支給に係る居宅介護支援又は施設介護サービス費の支給に係る施設サービスから除かれるサービス（課税となるもの）
- ①～④（略）
 - ⑤ 短期入所生活介護については、基準省令第127条第3項第1号に掲げる特別な居室の提供及び同項第2号に掲げる送迎費
 - ⑥ 短期入所療養介護については、基準省令第145条第3項第1号に掲げる特別な療養室等の提供及び同項第2号に掲げる送迎費
 - ⑦・⑧（略）
 - ⑨ 指定介護福祉施設サービスについては、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第9条第3項第1号に掲げる特別な居室の提供及び同項第2号に掲げる特別な食事の提供

- 4 -

- ⑩ 介護保健施設サービスについては、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第11条第3項第3号及び第4号並びに同令第42条第3項第3号及び第4号に掲げる特別な療養室の提供及び特別な食事の提供
 - ⑪ 指定介護療養施設サービスについては、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準第12条第3項第3号及び第4号並びに同令第42条第3項第3号及び第4号に掲げる特別な病室の提供及び特別な食事の提供
- (注) 利用者等の選定に基づき提供される上記サービスについては、通常のサービスを利用した場合の費用との差額部分のみが課税となるものであることを留意されたい。
- (略)
- (4) (略)
 - (5) 介護保険サービスの委託に関する取扱い
通所介護事業者、通所リハビリテーション事業者、短期入所生活介護事業者、短期入所療養介護事業者及び介護保険施設においては、調理業務、洗濯等の利用者等の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、上記事業者の従業者以外の第三者に業務を委託することが可能であるが、居宅サービス事業者等が上記業務を委託する場合には、上記業務を委託する事業者等が上記業務を委託する場合における受託者に対する委託に係る対価については、受託者が委託者たる居宅サービス事業者等に対してサービスを提供するものであり、消費税が非課税となる上記1. に掲げる介護保険サービスに該当しないものであることから、消費税の課税対象となるものであることに留意されたい。（特定施設入所者生活介護事業者が業務の一部を他の事業者に委託する場合も同様である。）

- ⑩ 介護保健施設サービスについては、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第11条第3項第1号に掲げる特別な療養室の提供及び同項第2号に掲げる特別な食事の提供
 - ⑪ 指定介護療養施設サービスについては、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準第12条第3項第1号に掲げる特別な病室の提供及び同項第2号に掲げる特別な食事の提供
- (注) 利用者等の選定に基づき提供される上記サービスについては、通常のサービスを利用した場合の費用との差額部分のみが課税となるものであることを留意されたい。
- (略)
- (4) (略)
 - (5) 介護保険サービスの委託に関する取扱い
通所介護事業者、通所リハビリテーション事業者、短期入所生活介護事業者、短期入所療養介護事業者及び介護保険施設においては、調理業務、洗濯等の利用者又は入所者（入院患者）の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、上記事業者の従業者以外の第三者に業務を委託することが可能であるが、居宅サービス事業者等が上記業務を委託する場合における受託者に対する委託に係る対価については、受託者が委託者たる居宅サービス事業者等に対してサービスを提供するものであり、消費税が非課税となる上記1. に掲げる介護保険サービスに該当しないものであることから、消費税の課税対象となるものであることに留意されたい。（特定施設入所者生活介護事業者が業務の一部を他の事業者に委託する場合も同様である。）

- 5 -